平成27年度行政評価　評価票

NO	件名	所管部課
6	清瀬市立図書館協議会	図書館

設置条例等	図書館設置条例		根拠法令等	図書館法	
委員会の設置目的	図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに館長に対し意見を述べ、図書館サービスの向上を図る。			設置年度	平成24 年度
開催頻度	半年に1回	平成26年度開催回数	2 回	平成26年度事業費	64 千円
委員数	6 人	委員の職業等	大学名誉教授、校長、市民等	報酬	年 16 千円

第一次評価（個別評価）				
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか		3	点
	・委員会の設置が必要である	3 点		
	・委員会の設置が望ましい	2 点		
	・委員会の設置は必要でない	1 点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか		2	点
	・期待以上の効果を得られている	3 点		
	・期待通りの効果を得られている	2 点		
	・期待通りの効果を得られていない	1 点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか		2	点
	・費用対効果は非常に高い	3 点		
	・費用対効果は高い	2 点		
	・費用対効果は低い	1 点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか		3	点
	・代替不可能である	3 点		
	・一部代替可能である	2 点		
	・代替可能である	1 点		

第一次評価（所管課評価）

図書館法第14条に根拠を持つ当協議会は、多摩26市中、本市のみ設置していない状況が続いていたが、平成23年8月30日「地域主権第2次一括法」の公布を契機に本市でも設置することとした。

設置後4年間経過するなか、年2回の会議開催の他、各委員ともボランティアで学校図書館等の視察研修や、多摩地域公立図書館大会（平成27年度は2月2日～4日　多摩市立関戸公民館）に積極的に参加いただき、広く図書館運営への理解に努めていただいている。

また校長会、副校長会代表の委員からは、児童・生徒の読書傾向や、公立図書館と学校との連携について様々な議論をしていただいていることから、今後も継続して運営していきたい。

第二次評価

継続	図書館事業の検証に限らず、新規事業の提案など活発な議論がなされており、市職員の取り組みを補完するものとなっている。今後は、より具体的な内容を諮問して提言を求めるなど、協議会の効果を高める取り組みを行うことが望ましい。